

対象債権名	奨学資金貸付金
-------	---------

所管課名	子ども・若者部子ども育成推進課
------	-----------------

1. 収納の現況（推移）

単位：千円

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元度	令和2年度
現 年 分	調定額	55,150	51,742	47,650	39,717	31,940
	収入済額	47,928	45,669	42,371	36,144	28,910
	収納率	87.0%	88.0%	88.9%	91.0%	90.5%
滞 繰 分	調定額	111,806	102,743	93,224	82,131	70,467
	収入済額	14,752	14,063	14,684	13,423	11,056
	収納率	13.2%	13.7%	15.8%	16.3%	15.7%
計	調定額	166,956	154,485	140,874	121,848	102,407
	収入済額	62,680	59,732	57,055	49,567	39,966
	収納率	37.5%	38.7%	40.5%	40.7%	39.0%
不納欠損額		1,533	1,529	1,688	1,814	1,838
収入未済額計		102,743	93,224	82,131	70,467	60,602
滞納者数		539	498	391	326	273

2. 収納状況に関する説明

【現年分】

現年分は早期の催告や住所確認の徹底により、収入未済を減少させることができ、収納率も概ね向上傾向にある。

未納となっている案件では、高校卒業後、大学等に進学した場合、大学等の奨学金を利用していることが考えられ、大学等の卒業後に複数の奨学金の償還が重なるなどにより、償還が困難になっているケースもあると思われる。

【滞繰分】

現在、滞繰分となっている案件は区からの督促や再三の連絡にも応じない回収困難なケースが多い。弁護士に債権整理を委任しているが、分割納付の合意後、支払いが途絶えてしまうケースもあるため、継続的なアプローチが必要である。

3. 滞納整理に関する取組みの検証(前期債権管理重点プランの考え方や取組みに照らして)

債権管理重点プランの現年分徴収の徹底に基づき、早期の催告や住所確認の徹底により、令和元年度・令和2年度の収納率については目標に掲げる90パーセントを達成している。

平成23年度から債権管理の取組みとして、長期滞納者の債権回収の一部を弁護士に委任している。令和2年度までに172件を委任し、その約3割の52件について、滞納額の全額一括納付という成果を得ることができた。今後は、弁護士による督促にも応じない悪質なケースについて、弁護士の意見も参考にしながら、訴訟等による司法的手段を進めていかなければならない。

4. 目標

単位:千円

		令和4年度	令和5年度
現年	収納率(%)	90.0%	90.0%
	収入額※	20,777	19,285
	収入未済額※	2,308	2,143
滞線	収納率(%)	15.0%	15.0%
	収入額※	8,283	7,387

※ 目標における収入額及び収入未済額については、策定時点での推計のため、対象数の増減により変動することがある。

5. 目標設定に関する説明

現年分：奨学資金貸付金の条例廃止に伴い、平成28年7月末をもって新規貸付の受付を終了しており、現年度の償還人数は減少している。令和4年度の目標収納率においては、新型コロナウイルス感染症が社会経済に与える影響等の見通しが不透明であることから、令和2年度実績の90.5%から0.5ポイント減とした90.0%とする。

滞線分：滞線分の案件については、回収困難とされるケースが多く、今後もこのような案件が増加傾向にあることから、令和2年度実績の15.7%から0.7ポイントマイナスした15.0%とする。回収困難なケースについては、弁護士による債権の整理・回収を委任し債権にかかる履行の強化を図っていくこととする。

6. 目標実現に向けた取組み

	令和4年度の取組み	令和5年度の取組み
方個別に催告ないなど徴収強化の	1. 滞納期間が短い者に対しても、電話催告を引き続き実施し、滞納を増やさないよう、働きかける。 2. 奨学生から償還が滞る場合や、償還の約束が得られない場合は、連帯保証人に間をおかずに催告する。 3. 各関係者の現住所確認を徹底し、督促、催告が途切れないようにする。	早期の催告により、滞納額を増やさないようにするとともに、奨学生、連帯保証人に速やかに催告する。また、住所確認を徹底し、督促、催告が途切れないようにする。
保回に収つ困り難い債権の履行確	1. 正当な理由なく償還に至らない債権については、弁護士に債権回収を委任し、生活状況の聴取や司法手続きを実施していく。 2. 既に弁護士委任を行った分割償還のケースについては毎月の履行監視をするとともに、償還が滞る場合には訴訟を含め、司法手続きを積極的に行う。	1. 正当な理由なく償還に至らない債権については、弁護士に債権回収を委任し、生活状況の聴取や司法手続きを実施していく。 2. 既に弁護士委任を行った分割償還のケースについては毎月の履行監視をするとともに、償還が滞る場合には訴訟を含め、司法手続きを積極的に行う。
その他の方策について	債務者の償還意欲を尊重しつつ、継続して償還可能な計画、方法を検討・導入・提案していく。口座未登録などで、納付書払いが続いているケースについて、口座振替の勧奨通知を送付する。	債務者の償還意欲を尊重しつつ、継続して償還可能な計画、方法を検討・導入・提案していく。口座未登録などで、納付書払いが続いているケースについて、口座振替の勧奨通知を送付する。

対象債権名	区営住宅使用料
-------	---------

所管課名	都市整備政策部住宅管理課
------	--------------

1. 収納の現況（推移）

単位：千円

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元度	令和2年度
現 年 分	調定額	538,464	533,454	531,474	534,859	545,729
	収入済額	520,308	515,480	515,046	523,926	540,101
	収納率	96.6%	96.6%	96.9%	98.0%	99.0%
滞 繰 分	調定額	55,454	66,194	86,467	80,158	77,070
	収入済額	9,323	6,197	10,158	12,508	14,954
	収納率	16.8%	9.4%	11.7%	15.6%	19.4%
計	調定額	593,918	599,648	617,941	615,017	622,799
	収入済額	529,631	521,676	525,204	536,434	555,055
	収納率	89.2%	87.0%	85.0%	87.2%	89.1%
不納欠損額		0	0	10,901	0	4,931
収入未済額計		64,287	77,972	81,837	78,583	62,813
滞納者数		107	136	134	143	94

2. 収納状況に関する説明

【現年分】

・初期滞納者に対しては電話催告センターや指定管理者による電話や訪問催告、経済状況に応じた納付相談や福祉所管へつなぐことで滞納の増加を防止した。
 ・代理納付を積極的に活用し、利用者が大幅に増加したことで（平成28年度当初22名、令和2年度末111名）、滞納率の高い生活保護受給者の収納率が増加した。

【滞納分】

・再三の催告に対し正当な理由なく支払いに応じない長期高額滞納者について、弁護士に納付交渉を委任し（平成30年度から令和2年度末までで弁護士委任件数22件、うち、訴訟提起8件、和解4件）、債権の整理・回収を行ったことで、平成30年度以降の収納率が大幅に増加した。
 ・返済計画を組んでいない者、計画を履行しない者について、状況に応じ電話・文書・訪問催告を実施することで、収納率が増加した。

3. 滞納整理に関する取組みの検証（前期債権管理重点プランの考え方や取組みに照らして）

初期滞納者に対する早期対応や代理納付の活用により現年分の収納率が増加したこと、および、長期高額滞納者に対する催告等管理体制の強化や法的対応により滞納分が減少したことにより、前期債権管理重点プラン策定後、収入未済額が減少へ転じた。

滞納債権については、長期高額滞納者を優先し法的対応や分納合意により整理が進んできている状況ではあるが、滞納額は依然高い水準であるため、引き続き法的手段も含めて対応していく。

また、民法改正による連帯保証人の極度額の設定などにより、高額滞時の債権回収がより困難となるため、現年使用料の収納率向上や、初期滞納者への督促など、長期高額滞納を防ぐ体制を強化していく。

4. 目標

単位:千円

		令和4年度	令和5年度
現年	収納率(%)	99.0%	99.0%
	収入額※	544,500	544,500
	収入未済額※	5,500	5,500
滞線	収納率(%)	23.0%	26.0%
	収入額※	13,112	12,843

※ 目標における収入額及び収入未済額については、策定時点での推計のため、対象数の増減により変動することがある。

5. 目標設定に関する説明

現年分:令和4、5年度の目標収納率においては、引き続き初期滞納時の対応や代理納付の促進により収納率向上を目指しつつも、新型コロナウイルス感染症による影響等を考慮し、令和2年度に達成した収納率99.0%と同率を目標とした。

滞納分:法的対応等ノウハウ蓄積による債権回収の強化、および、高額債権の整理や不納欠損処理により分母が圧縮されたことから、この間の収納率の変動を踏まえ、令和2年度実績の19.4%から年3%の増加を目標とした。

6. 目標実現に向けた取組み

	令和4年度の取組み	令和5年度の取組み
に個別催て告など徴収強化の方策	<p>(1)滞納者の滞納月数、滞納額及び支払能力に応じた個別対応を戦略的に行っていく。現年度滞納者への対応を中心に、少額滞納者、生活保護受給者、法的措置対象者等、滞納者毎に状況を分析し、生活状況に合わせて計画的な債権管理を行う。</p> <p>(2)納付誓約書等で分納している者について、納付状況を把握し、納付管理を徹底する。</p> <p>(3)連帯保証人に対して、早期に連絡をとることで、滞納の早期解消を図る。保証人を立てられない者は保証会社の利用を案内する。</p> <p>(4)生活保護受給中の滞納者については、代理納付指導を強化することで滞納を防ぐ。</p>	<p>(1)滞納者の滞納月数、滞納額及び支払能力に応じた個別対応を戦略的に行っていく。現年度滞納者への対応を中心に、少額滞納者、生活保護受給者、法的措置対象者等、滞納者毎に状況を分析し、生活状況に合わせて計画的な債権管理を行う。</p> <p>(2)納付誓約書等で分納している者について、納付状況を把握し、納付管理を徹底する。</p> <p>(3)連帯保証人に対して、早期に連絡をとることで、滞納の早期解消を図る。保証人を立てられない者は保証会社の利用を案内する。</p> <p>(4)生活保護受給中の滞納者については、代理納付指導を強化することで滞納を防ぐ。</p>
保回に収つ困い難てな債権の履行確	<p>(1)弁護士による私債権の整理・回収を図る。 債務履行の催告(9月) 納付相談の実施(9~10月) 訴訟等提起(10月以降)</p> <p>(2)正当な理由なく、再三の催告にも応じない滞納者に対しては法的措置を実施する。</p>	<p>(1)弁護士による私債権の整理・回収を図る。 債務履行の催告(9月) 納付相談の実施(9~10月) 訴訟等提起(10月以降)</p> <p>(2)正当な理由なく、再三の催告にも応じない滞納者に対しては法的措置を実施する。</p>
その他の方策について	<p>(1)納付困難者に対する福祉制度の案内 (2)不納欠損による適正な債務管理 (3)収入未申告者とならないよう収入報告書の提出を徹底させる。</p>	<p>(1)納付困難者に対する福祉制度の案内 (2)不納欠損による適正な債務管理 (3)収入未申告者とならないよう収入報告書の提出を徹底させる。</p>

対象債権名	学校給食費
-------	-------

所管課名	教育委員会事務局 学校健康推進課
------	---------------------

1. 収納の現況（推移）

単位：千円

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元度	令和2年度
現 年 分	調定額	159,634	650,085	2,641,404	2,482,697	2,283,232
	収入済額	158,486	643,708	2,627,580	2,462,780	2,270,589
	収納率	99.3%	99.0%	99.5%	99.2%	99.4%
滞 繰 分	調定額	4,729	4,482	9,962	20,551	34,386
	収入済額	817	508	2,935	5,508	8,283
	収納率	17.3%	11.3%	29.5%	26.8%	24.1%
計	調定額	164,363	654,567	2,651,366	2,503,248	2,317,618
	収入済額	159,303	644,216	2,630,515	2,468,288	2,278,872
	収納率	96.9%	98.4%	99.2%	98.6%	98.3%
不納欠損額		578	389	300	881	308
収入未済額計		4,482	9,962	20,551	34,386	39,267
滞納者数		152	513	1,096	1,103	1,198

2. 収納状況に関する説明

【現年分】

平成29年度から中学校27校、平成30年度から全小・中学校90校の給食費を公会計化したことに伴い、調定額が約4倍に増加したが、現年分については、口座振替の利用促進に努めるとともに、毎月の文書送付や学校を通じ保護者面談時に担任から未納通知の手渡し、民間事業者による電話催告の実施などにより納付を促したことで、99%以上の収納率を達成することができた。現年分は納付書払いの方の滞納が多いことが要因としてあげられるため、引き続き、口座振替登録を積極的に促していく必要がある。

【滞繰分】

滞納繰越分については、定期的な文書での催告に加え、再三の催告にもかかわらず納付に応じない滞納者に対して、訪問徴収等を実施したことにより、全小・中学校を公会計化した平成30年度以降については、20%以上の収納率を達成することができた。滞納繰越分は納付及び納付相談になかなか応じない家庭がいることが要因としてあげられるため、引き続き、納付相談など様々な機会を捉えて債権回収を図っていく必要がある。

なお、対象が全小・中学校に拡大されたことに伴い、滞納繰越分は平成30年度から5年程度は増加傾向になることが見込まれる。

3. 滞納整理に関する取組みの検証(前期債権管理重点プランの考え方や取組みに照らして)

現年の未納者に対しては、毎月の文書送付や学校を通じ保護者面談時に担任から未納通知の手渡し、民間事業者による電話催告の実施により納付を促したことで、高い収納率を確保できた。

未納が続く保護者に対しては、弁護士からの催告により、計画的な納付誓約がなされ全額あるいは一部が納付された。

これまで継続的に実施してきた取組みにより一定の成果をあげている。今後も引き続き、現年分、滞納繰越分ともに定期的に文書や電話での催告や訪問徴収等により徴収強化を図るとともに、現行の取組みを踏まえ、より効果的・効率的な徴収方法を検討・実施し、収納率の向上を図っていく。

4. 目標

単位:千円

		令和4年度	令和5年度
現年	収納率(%)	99.5%	99.5%
	収入額※	3,043,931	3,049,879
	収入未済額※	15,296	16,022
滞 繰	収納率(%)	29.5%	29.5%
	収入額※	11,904	12,905

※ 目標における収入額及び収入未済額については、策定時点での推計のため、対象数の増減により変動することがある。

5. 目標設定に関する説明

令和2年度は、コロナ禍においても未納者に対して様々な取組みを行い、現年分は99.4%、滞納繰越分は24.1%を達成することができた。

現年分は、令和2年度実績の99.4%より0.1ポイント増の99.5%とする。この0.1ポイントの差分を縮めるため、口座登録率の向上に取り組む。

滞納繰越分は、対象が全小・中学校に拡大されたことに伴い、一定期間は増額傾向になることが見込まれるが、令和2年度実績の24.1%より5.4ポイント増とした29.5%とする。この5.4ポイントの差分を縮めるため、訪問徴収や弁護士による催告など債権管理の強化に取り組む。

なお、平成30年度において、現年分、滞納繰越分ともに最も高い収納率を達成し、それぞれ99.5%、29.5%の実績であったことを踏まえ、目標値を設定した。

6. 目標実現に向けた取組み

	令和4年度の取組み	令和5年度の取組み
策 個 に 別 つ 催 い 告 て な ど 徴 収 強 化 の 方	<p>(1) 現年の未納者に対して毎月未納額を通知するとともに、夜間の電話催告で督促を行い確実に収納できるようにする。(通知月1回予定。夜間電話催告年2回予定。)</p> <p>(2) 在校生に対しては、保護者面談時には担任から保護者へ直接手渡しを行い納付を促す。(年1回予定)</p> <p>(3) 滞納繰越分については、定期的に文書での催告を行うとともに、訪問徴収を効果的に行う。</p> <p>(4) 夜間の電話催告や訪問徴収の取組みを拡充し、更なる徴収強化を図る。</p>	<p>(1) 現年の未納者に対して毎月未納額を通知するとともに、夜間の電話催告で督促を行い確実に収納できるようにする。(通知月1回予定。夜間電話催告年2回予定。)</p> <p>(2) 在校生に対しては、保護者面談時には担任から保護者へ直接手渡しを行い納付を促す。(年1回予定)</p> <p>(3) 滞納繰越分については、定期的に文書での催告を行うとともに、訪問徴収を効果的に行う。</p> <p>(4) 夜間の電話催告や訪問徴収の取組みを拡充し、更なる徴収強化を図る。</p>
い の 回 で 履 収 行 困 確 難 保 な に 債 権 取 組 み を 行 う。	<p>(1) 効果的な電話催告、訪問徴収を行い、納付に繋げる。</p> <p>(2) 納付及び納付相談にも応じない滞納者について、弁護士による催告を継続して行うとともに、拡充について検討するなど債権回収の強化に向けた取組みを行う。</p>	<p>(1) 効果的な電話催告、訪問徴収を行い、納付に繋げる。</p> <p>(2) 納付及び納付相談にも応じない滞納者について、弁護士による催告を継続して行うとともに、拡充について検討するなど債権回収の強化に向けた取組みを行う。</p>
そ の 他 の 方 策 に つ い て	<p>(1) 給食費の口座振替登録を積極的に促す。また、口座振替の登録手続きをオンラインで完結するWeb口座振替受付サービスを導入し、口座登録率の向上を図る。</p> <p>(2) 滞納繰越分については、電子マネー決済などの新たな納付方法を検討し、利便性の向上を図る。</p> <p>(3) 就学援助制度について、令和元年10月からの制度拡充内容も合わせて周知し、学務課と連携したうえで、受給者の給食費を就学援助費から充当することにより、未納の発生を抑える。</p> <p>(4) 生活保護費の教育扶助(学校給食費等)について、関係所管課と連携し、受給者の給食費を生活保護費から充当することで、未納の発生を抑える。(令和4年度から実施)</p>	<p>(1) Web口座振替受付サービスにより給食費の口座振替登録を促し、収納率の向上を図る。</p> <p>(2) 滞納繰越分については、電子マネー決済などの新たな納付方法を検討し、利便性の向上を図る。</p> <p>(3) 就学援助制度について、令和元年10月からの制度拡充内容も合わせて周知し、学務課と連携したうえで、受給者の給食費を就学援助費から充当することにより、未納の発生を抑える。</p> <p>(4) 生活保護費の教育扶助(学校給食費等)について、関係所管課と連携し、受給者の給食費を生活保護費から充当することで、未納の発生を抑える。</p>